



小杉町告示第19号

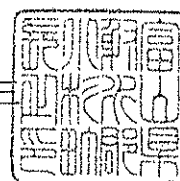
字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を新設するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による小杉町赤田土地区画整理事業の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成16年3月24日

小杉町長 土井 由 三



大字の区域の新設に関する調書

市町村名	従前の大字の区域を廃止し、新たに大字「一条」を設定する区域	
	大字名	地番
小杉町	三ヶ 下条	2452番1、2455番1 1092番2、1093番2、1129番2、1130番2、1145番2、1146番2、 1147番2、1148番2、1167番2、1168番、1169番1、1169番2、 1170番、1171番1、1171番2、1172番1、1172番2、1173番、 1174番、1177番、1204番4から1204番6まで、1205番1、 1205番2、1205番4、1205番5、1206番1から1206番3まで、 1207番、1208番1から1208番3まで、1209番、1210番、1211番1、 1211番2、1212番1、1212番2、1213番1から1213番4まで、 1214番1、1214番2、1215番、1216番1から1216番3まで、 1217番、1218番1、1218番2、1219番、 1220番1から1220番3まで、1221番1から1221番3まで、 1222番、1223番1から1223番4まで、 1224番1から1224番3まで、1225番1から1225番3まで、 1226番1から1226番3まで、1231番1、1231番2、 1232番から1234番まで、1235番1から1235番3まで、1236番1、 1236番2、1237番1、1237番2、1238番1、1238番2、1239番、 1240番1から1240番3まで、1241番1、1241番2、1242番1、 1242番2、1243番1、1243番2、1244番1から1244番3まで、 1245番1、1245番2、1246番、1247番1から1247番3まで、 1248番、1249番1、1249番2、1250番1から1250番3まで、 1251番、1252番、1253番1から1253番3まで、1254番1、 1254番2、1255番から1257番まで、1258番1、1258番2、 1259番1、1259番2、1260番、1261番1、1261番2、 1262番から1264番まで、1265番1から1265番3まで、1266番1、 1267番から1269番まで、1270番1から1270番3まで、1271番1、 1271番2、1272番、1273番1、1273番2、1274番、1275番1、 1275番2、1276番から1279番まで、1280番1から1280番3まで、 1281番から1283番まで、1284番1、1284番2、 1285番1から1285番3まで、1286番1、1286番2、1287番、 1288番1、1288番2、1289番から1291番まで、1292番1、 1292番2、1293番1、1293番2、1294番、1295番1、1295番2、 1296番から1299番まで、1300番1、1301番1、1303番1、 1304番1、1305番から1309番まで、1310番1から1310番3まで、 1311番1、1311番2、1312番から1318番まで、 1319番1から1319番3まで、1320番から1329番まで、 1330番1から1330番3まで、1331番から1338番まで、1339番1、 1339番2、1340番1から1340番3まで、1341番から1343番まで、 1344番1、1345番1、1359番2

上記の区域内にある国有地の全部を含む。